

宮城県

公文書館だより

第19号



- ・所蔵資料の紹介「印鑑を押すときの色は？—公文書にみる印影の色の変遷—」
- ・宮城県の一口知識「岩手県との県境変更の動き」
- ・雑感（公文書管理法の施行に関して）
- ・収蔵状況、寄贈図書、お知らせ、利用案内

<東日本大震災後の開館状況について>

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、当館は、長期間にわたって閉館を余儀なくされ、利用者の皆様には大変ご不便をお掛けいたしました。お陰様をもちまして、5月16日より業務を再開することができました。

なお、3階展示室など、一部未再開の箇所もございますが、再開に向け全力を尽くしてまいりますので、皆様には、引き続きのご利用をお願いいたします。

所蔵資料の紹介

印鑑を押すときの色は？—公文書にみる 印影の色の变遷—

「印鑑を押すときは何色を使いますか？」。そう質問されたら、みなさんは「朱色」と答えることでしょう。朱肉を使って押しますから、当然、押した跡に残る印影は朱色になります。現在ではそれが常識となっておりますが、それが常識ではなかった時代もありました。そこで今回の資料紹介は、当館所蔵の公文書などから、印鑑を押すときに使う「色」について、その変遷を紹介しようと思います。

明治・大正期の公文書を見ると、「公印」（県知事や郡長などが押す公的な印鑑）や県庁の職員が公文書の内容を確認したしるしに押した「私印」の印影は「朱色」です。これは、現在と変わりありません。しかし、公印や県庁の職員以外の県民が公文書に押している印影をみると、明治期は、次第に朱色を使用する人も出てきますが、「黒色」のものを多くみることができます（【参考資料1】）。大正期になっても黒色の印影はみられます。では、なぜ黒色で印鑑を押しているのでしょうか。

実は、明治時代より前の江戸時代は、将軍や大名を含めた武士も町人・百姓もみんな、印を押すときに黒色を使っていました。ですから、明治時代になっても、県民の多くはそのまま黒色を使っていたのです。もっとも、将軍は朱印も使っていました。将軍は、文書を出す相手や文書の内容に応じて、現在のサインにあたる花押、そして朱印と黒印を使い分けしていました。以前は、「朱印は将軍だけが使用していた」といわれてきましたが、これは誤りで、朱印を使っている大名もいました。現在の宮城県域を支配していた仙台藩伊達家の藩主も、家臣に領地をあたえ支配を認めることを記した知行宛行状（ちぎょうあてがいじょう）に朱印を使っています（【参考資料2】）。そして庶民は、このように将軍や大名が使う朱印の使用は禁止され、黒印のみに制限されていました。

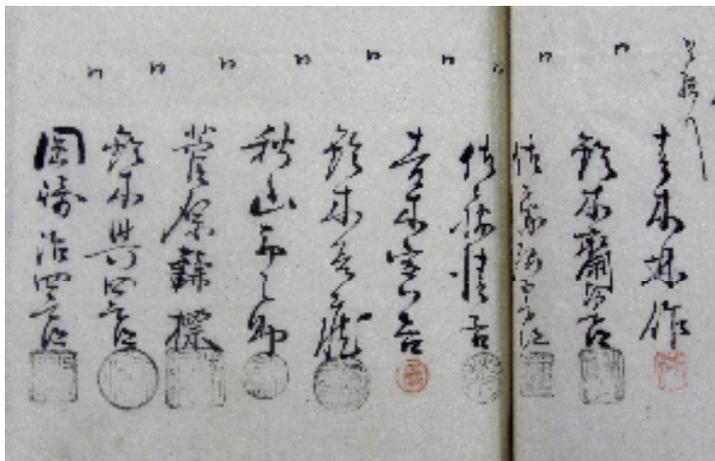
ちなみに、将軍や大名の花押ですが、「毎回よく同じように奇麗に書けるものだ」と感心してしまいます（【参考資料3】）。しかし、よくみると、花押の形（枠だけ）をかたどった印を作って押し、白抜き部分に墨を塗って完成させていたことがわかります。ですから時々、墨が枠をはみだしているものをみることがあります。もちろん、まったくの手書きのものもあり、こちらは当然ながら、その時々によって形が微妙に違って、個人の性格も垣間みられ、きっちりした花押とは異なる趣があります。

さて、話を戻して、県民の多くが黒色を使用しているのに、県庁の職員は朱色を使っています。これはどうしてでしょうか。そもそも古代（天皇を中心とする律令国家）から「官印」は朱印でした。戦国時代に武家社会で黒印を押した文書である黒印状が多く使用されるようになり、武家政権である江戸幕府も公文書に黒印を使いましたが、明治時代の天皇制のもとでは、「官印」は朱印となり、公吏（こうり、＝役人）となった県庁の職員の「私印」も朱色で統一したのでしょうか。明治時代になって、朱印の使用に制限はなくなりましたが、県民が押す「私印」は、江戸時代のときからの黒色を使用し続けたのです。しかし、次第に朱印が使用されるようになり、最終的には現在のように朱印に統一されていきます。では、いつから朱印に統一されていくのか。その境目については現在よくわかりません。当館所蔵資料から探してみたいものです。

こうした公文書にみられる変化は、今回紹介した県民の「私印」の「黒印から朱印へ」という変化だけではありません。例えば、「文体」でいえば、江戸時代の文章にみられる「～にて候」（〔よみ〕～にてそうろう→〔現代語訳〕～です）、「～候得共」（〔よみ〕～そうらえども→〔現代語訳〕～だけれども）などのような「候文」（そうろうぶん）は、明治・大正期はもちろん、昭和の戦前・戦中期にもみられますし、「書式」に注目すると、罫紙の罫線の幅に違いがあり、また昭和30年代になると、縦書きから横書きへと変化しています。

公文書は、文字情報以外にも、実にさまざまな情報を提供してくれます。いま紹介した変化は、時代の変化をも反映しています。ぜひ、公文書を閲覧されるときには、文字からちょっと目をそらして眺めてみてください。意外な発見があるかもしれません。

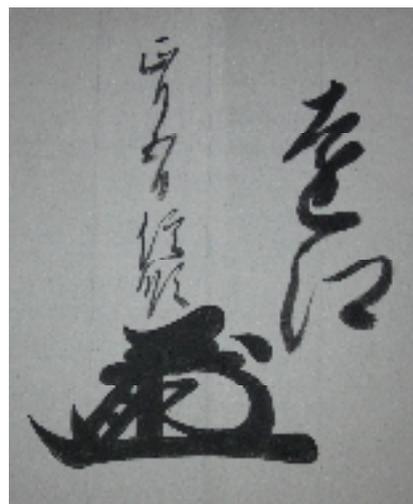
【参考資料1】 県民の私印の黒印と朱印（当館蔵，M11-0015）



【参考資料2】 仙台藩主伊達斉村の朱印（個人蔵）



【参考資料3】 八戸藩主南部信順の花押（個人蔵）



岩手県との県境変更の動き

現在の宮城県の県域が確定したのは明治9年8月のことです。ところが、実行には移されませんでした。岩手県との県境を一部変更しようとする動きがありました。登米郡と県境を接する、岩手県西磐井郡永井村（現一関市花泉町）・東磐井郡大籠村（現一関市藤沢町）の2村を、宮城県に編入しようとした動きです。公文書館には、明治21年、宮城県から2村の概況調査を依頼された登米郡の作成した文書が残されています。

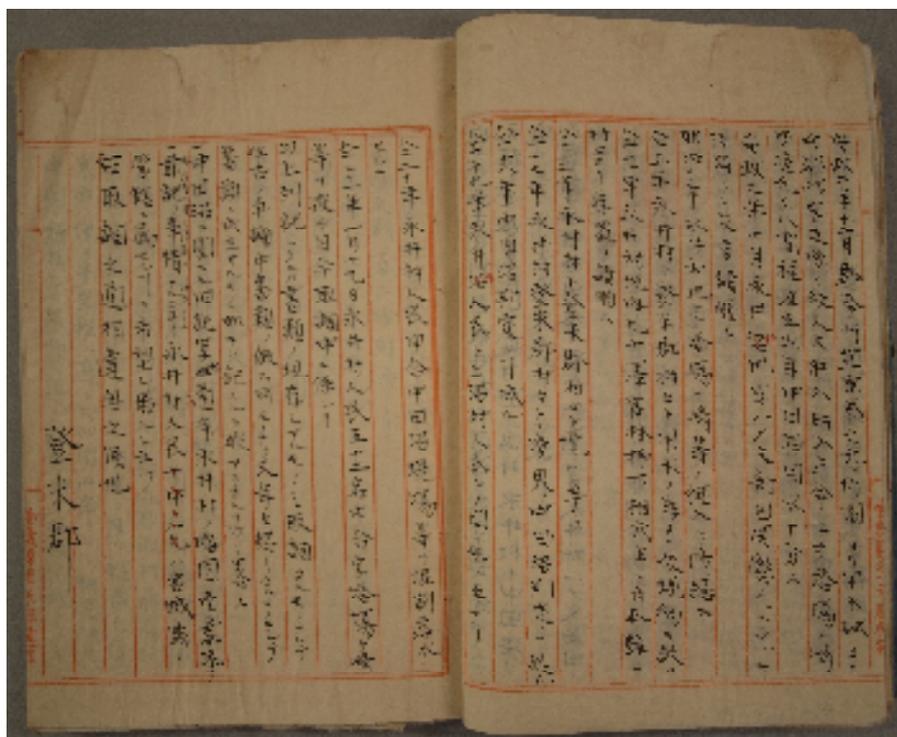
そこには、永井・大籠両村の人口・反別・地価・地形・風習・人情・交通などの概況が記され、登米郡の村々との地理的な近さ、日用品の購入や生産物（生糸・米・麦など）の販売や小学校への通学といった頻繁な往來の様子などから、編入の利点が示されています。なかでも目を引くのが、永井村との中田沼をめぐる水利争いの様子です。

中田沼は登米郡上沼村・石森村（現登米市中田町）と永井村に囲まれた人工の溜池で、周囲10.48キロメートル、面積536.5ヘクタールに及び、周辺の水田への灌漑用水として利用されていました。この中田沼をめぐる争論が、寛文5年（1665）以来たびたび起こっており、明治21年現在も係争中であることが、文書には記されています（【資料1】）。このような争論も、管轄が2県にまたがっているために起こる弊害だとして、編入の利点として示されました。

その後、明治23年に再度、宮城県から同様の調査依頼がなされますが、それからどのように議論が展開され、収束していったのか、今のところよく分かっていません。自治体史などでも、このような動きがあったこと自体、取り上げられることはなく、あまり大きな展開にはならなかったのかもしれませんが。

なお、編入の利点の一つとして示された中田沼については、明治40年から干拓事業が開始され、現在では豊かな水田地帯が広がっています。

【資料1】「境界・官林・官有地・気象・雑事」M24-0033



公文書管理法の施行に関して

今年4月、公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号。以下「公文書管理法」という。)が施行されました。この法律は、「行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすること」を目的とし(第1条)、地方公共団体においても「この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない」と定めています(第34条)。

宮城県では、行政文書の管理・取扱いについて、知事部局においては、行政文書管理規則(平成11年宮城県規則第84号)及び文書規程(昭和43年宮城県訓令甲第4号)を定めています。教育委員会においても同様の規程を定めています。「文書規程」の文書の種類は、訓令甲であり、知事や教育委員会などの執行機関が「補助執行」として公務を行う職員に対して、「文書の取り扱いについてはこのようにしなさい」という「命令」を規程形式に定め、公表したものです。また、行政文書管理規則は、法規文・規則であります。訓令甲と同様、執行機関が決裁して定めたものです。

公文書管理法第34条では、「地方公共団体」としての施策の策定等に努めるべきことを規定していますので、文書の管理の基本的事項については条例で定め、具体については規則で定めるなど、検討する必要があると思われま。

さて、私の採用時から現在まで、文書作成の事務機器は「手書き」、「和文タイプライター」、「ワープロ」、そして「パソコン」と大きく変遷してきました。文書作成の意識もまた、変化してきたように思います。文書の作成に際しては、事務処理の必要性、処理方法の妥当性などを示すため、経緯や法的根拠、予算措置などを「起案理由」として記載することになっています。情報公開条例制定以前は、決裁を得るため上司に対して説明する、あるいは、単に事実を記載するという意識でいました。同条例制定後は、「知る権利を保障する」という観点とともに、必要な事項を簡潔に記載するという意識に変わったように思います。

公文書管理法第4条では、文書を作成すべき事項について明示しています。同法の目的が公文書の適正な管理により、負託された行政運営について説明責任を積極的に果たそうとするものですから、文書の作成の段階から、意思決定過程等が検証できるよう、「説明すること」を前提に記載する必要があるわけです。

行政は、文書に始まり文書に終わると言われます。公文書には、行政運営を通じたその時代が反映されています。職員は、作成した公文書が歴史的価値を有して県民の皆様の閲覧等の利用に供されること、そして現在及び将来の県民の皆様に対して、行政運営について「説明責任を果たそうとする」ものであることを改めて意識しなければならないと思います。

収蔵状況

平成23年度所蔵数

区分	公文書					絵図面	行政資料等	合計
	明治期	大正期	昭和期	平成期	小計			
H23 所蔵数	3,671	1,692	25,011	4,710	35,084	1,565	6,295	42,944

(H23. 11. 1)

～簿冊のマイクロフィルム化事業について～

平成14年度からはじめた簿冊のマイクロフィルム化事業も、今年度で10年目を迎えることになりました。

近年、代替資料として簿冊のデジタル化が主流になりつつあるなかで、マイクロフィルムのようなアナログ媒体は、時代遅れの感があることは否めません。当館でもデジタル化を進めております。しかし、マイクロフィルムは、保存という面から見ると大変優れており、保存環境を適切に保てば500年保存可能であるとても信頼性の高い媒体なのです。このようなことから当館でも貴重な簿冊を後世に伝えるという観点から、毎年マイクロフィルム化を行っております。

今年度で405冊マイクロフィルム化が完了し、青図や薄葉が多く含まれている鉄道関係の簿冊は、今まで非公開だった簿冊も含め、ほぼ全て閲覧可能となります。



寄贈図書

- ・「神奈川県歴史資料所在目録」 神奈川県立公文書館
- ・「村上家乗 明治二～四年」 広島県文書館
- ・「三重県史研究 第26号」 三重県
- ・「海老名市史」 海老名市教育委員会
- ・「月ヶ瀬梅溪関係資料調査報告書」 奈良市教育委員会
- ・「川田氏収集文書目録」 埼玉県立文書館
- ・「愛知県下諸家文書目録(その1)」 国文学研究史料館
- ・「津軽の仏像」 青森県史叢書
- ・「福島市史史料叢書」 福島市史編纂委員会
- ・「双文」 群馬県立文書館
- ・「東京阿部家資料(1)(2)」 福山市教育委員会
- ・「沖縄県史 各論編」 沖縄県文化振興会資料編集室
- ・「大分県地方史料叢書」 大分県公文書館
- ・「茨城・幻の言論人[佐藤秋蘋]」 秋蘋の会
- ・「激動を生きぬく」 長野県立歴史館
- ・「芦東山日記」 神奈川大学日本常民文化叢書
- ・「藤沢市史研究 42号～44号」 藤沢市史編さん委員会
- ・「信濃国松代真田家文書目録」 国文学研究資料館

この他、たくさんの関係機関から寄贈がありました。
ありがとうございました。

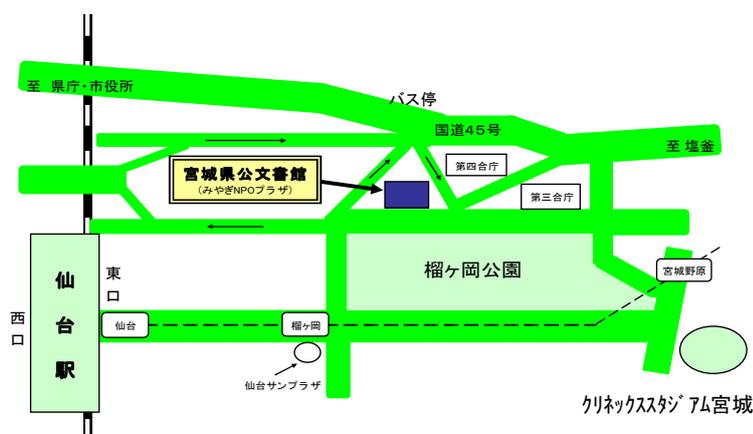
お知らせ

<公文書館資料のマイクロフィルム化・絵図面の複製化について>

当館では所蔵資料のマイクロフィルム化・絵図面の複製化を進めております。利用を希望される資料・絵図面のマイクロフィルム化・複製化が終了しているかについては窓口にお問い合わせください。

利用案内

- 1 開館時間 午前9時から午後5時まで（複写申請の受付は午後4時30分まで）
- 2 休館日 土曜日、日曜日、国民の祝日・休日、年末年始、特別整理期間
- 3 交通のご案内 JR仙石線榴ヶ岡駅下車（徒歩7分）
仙台市営バス・宮城交通「第四合同庁舎前」下車（徒歩3分）



公文書館だより

—第19号—

平成23年12月19日発行
編集発行

宮城県公文書館

〒983-0851

宮城県仙台市宮城野区榴ヶ岡5

TEL 022-791-9333

FAX 022-297-1633

e-mail ; koubun@pref.miyagi.jp

URL ; <http://www.pref.miyagi.jp/koubun/>